

2011. 10. 13 16:00~17:00

米国バージニア州にあるオリフ&パーリッジ事務所の来訪

この事務所は、有資格者60名、職員総数200名を有する米国でも5指に入る大きな事務所で、日本の大企業からの米国出願を多数扱っているが、この度、日本顧客への訪問の途中で、3名の方に弊所を訪問していただいた。

事務所の大きさに拘わらずに、このような来訪を受けるのは、弊所会長及び所員弁理士が、30年以上に渡って国際会議へ出席し続け、個人的なつながりをもっているからである。

今回は、話題になっている米国特許法の大改正について、日本語のスライドを使いながら、米語での解説を約40分聞き、その後、質疑応答があった。

改正の表向きな大きな変更点は、先発明主義から先願主義への移行だが、これが実際に実施されるのは、2013年からの予定である。

それよりも、全体的な流れとしては、特許発明の特許性のレベルを向上させて、侵害訴訟によって、負けることがないような特許を付与することによって、結果的に出願人、権利者にとって、特許権を所有し、維持することが、これまでより安定的になり、結果的に費用対効果が上がるようにした点である。

これを実現するために、特許査定後の検討制度、当事者検査制度、特許発行前の第三者による情報提供、補足審査、優先審査等の制度が導入されたことも重要である。

また、今回の改正が実現するに至っては、日本の法改正のように、特許庁、弁理士、企業の十分な事前検討がなく、突然、混乱している上院、下院の議会のなかで、晴天のへきれきのような感じで、大きな反対もなく改正法の成立に至った、という裏話も聞かせてもらった。

加えて、先願主義への移行については、多数者の支持があるのか、ないのか、と尋ねた所、5年前迄位は、医薬関係企業と、個人発明者の反対が強力だったのが、理由が不明だが、その反対がなくなったという説明があった。

なお、改正法の詳細（英文、和文）を、この事務所のHP(www.oliff.com)からダウンロードできるということである。

報告：所長弁理士 西尾 務



特許業務法人

広江アソシエイツ特許事務所

岐阜市宇佐3丁目4-3 〒500-8368

Tel 058-276-2122 Fax 058-276-7011

E-Mail info@hiroe.co.jp

Website <http://www.hiroe.co.jp/>